戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九八六」を「一」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十二号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「五千二十円」を「五千百四十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の六及び第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第一項中「八千五百円」を「八千八百円」に改める。

第二十四条第五号中「）に」の下に「六月一日に係るものにあつては百分の百五をそれぞれ」を加える。

別表第五対空警戒対処等手当の項中

防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	作業一日につき五百六十円

を

防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官（自衛隊法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置又は同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に関するものに限る。）で防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	作業一日につき七百四十円

に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄